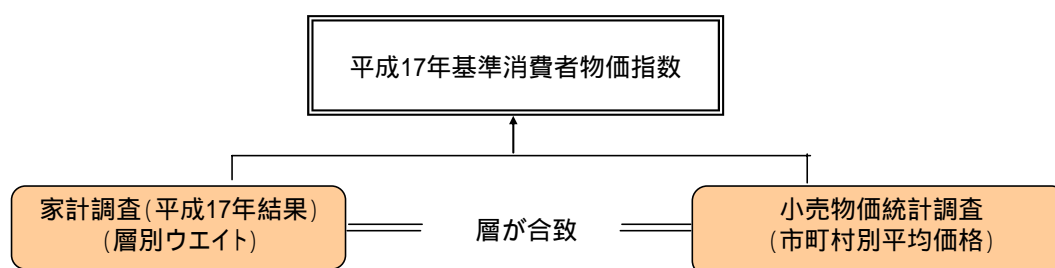


## 小売物価統計調査における調査市町村交替に対する 平成 17 年基準消費者物価指数計算上の取扱いについて

### 1 小売物価統計調査における調査市町村の交替

消費者物価指数は、全国の市町村を 168 に区分(層化)して実施している家計調査年平均結果から層別ウエイトを作成し、当該層に対応する市町村において実施している小売物価統計調査から得られる価格を用いて作成している。



家計調査において、平成 20 年 1 月調査から標本設計を大規模に変更したため、小売物価統計調査においても家計調査の新しい層(以下、新層という。)に合致するよう、調査市町村の再選定を行った。この結果、旧層に基づいた調査市町村 167 市町村のうち、37 市町村を廃止(廃止調査市町村)し、37 市町村を新設(新設調査市町村)、残りの 130 市町村については調査を継続(継続調査市町村)することとなった。

層とは、都市階級や地理的位置、産業的特色等による基準を定めて、全国の市町村を分類したもの。家計調査及び小売物価統計調査においては、各層から 1 市町村を選定して調査を行っている。ただし、沖縄県においては、復帰の際に旧琉球政府が実施していた小売物価統計調査をそのまま引き継いだため、小都市 A の一つの層で調査市町村を割り当てておらず、167 市町村となっている。

調査市町村交替の詳細については、小売物価統計調査ホームページ「小売物価統計調査における調査市町村の交替について」(<http://www.stat.go.jp/data/kouri/5.htm>)を参照。

### 2 消費者物価指数の計算における対応の必要性

小売物価統計調査においては、平成 21 年 1 月、同年 9 月、22 年 1 月の 3 回に分けて調査市町村の交替が実施される。しかし、平成 17 年基準消費者物価指数は、旧層による家計調査 17 年平均結果による層別ウエイトと、当該層に対応する市町村における価格データを用いて作成している。そのため、平成 23 年 12 月まで公表する 17 年基準指数については、理論的には旧層のウエイト及び価格データを用いて計算する必要がある。

### 3 小売物価統計調査における廃止調査市町村が属していた旧層のウエイトと価格データの対応

小売物価統計調査において、新層から市町村を抽出したことにより、旧層からみて調査市町村が存在しなくなった層のウエイトと価格の対応関係（廃止調査市町村のウエイトに、どの調査市町村の価格データを対応させるか）は、別紙1のとおりとする。対応させる市町村の価格データ（以下、代用元市町村という。）は、旧層内に含まれる他の市町村の有無、都市階級の整合性を重視しつつ、地理的位置や経済圏等も考慮し、(1)～(2)の手順により選定した。

なお、廃止調査市町村においては調査終了に伴う価格代用の開始による断層が生じないように、価格水準の調整を行う。代用開始後は代用元市町村の価格変動を代替することになる。また、都市階級別結果については、廃止調査市町村は旧層における旧都市階級に属するものとして集計する。

(1) 旧層の調査市町村どうしの合併によって廃止される旧市町村においては、調査を存続する市町村の価格動向等の特性の相違は小さいと仮定し、存続する調査市町村の価格を代用する。

(2) (1)に該当しない廃止調査市町村については、場合ごとに代用元を適用していく。ただし、特定の調査市町村の価格の動きが増幅されることを避けるため、原則として1つの代用元から複数市町村への代用はしない。

— 旧層からみて、廃止調査市町村と層が同一である調査市町村が存在する場合

ア) 同一都道府県にある場合

該各市町村の価格を代用する。

イ) 他の都道府県にある場合

旧層からみて層が同一である他県の価格を代用するよりも、地理的に近く、価格の動きが類似していると考えられる同一県に属する調査市町村（都市階級は異なる場合あり）の価格を代用する。

— に該当せず、廃止調査市町村と旧都市階級が同一である調査市町村が存在する場合

ア) 同一都道府県にある場合

該各市町村の価格を代用する。

なお、北海道の廃止調査市町村、木古内町と羽幌町については、道内に同一都市階級に属する調査市町村があるものの、地理的に離れており、経済圏も異なるため、近隣の調査市町村の価格を代用する。

イ) 他の都道府県（同一地方内）にある場合

都市階級のランクが近い調査市町村が同一都道府県内にある場合は、該各市町村の価格を代用する。

なお、愛知県の廃止調査市町村新城市と、和歌山県の廃止調査市町村御坊市に

については、他県に同一都市階級に属する調査市町村が存在するが、地理的に近く、価格の動きが類似していると考えられる同一県に属する調査市町村の価格を代用することとする。

— 上記の選定を行っても、適当な代用元市町村がない場合は、廃止調査市町村が属する都道府県の県庁所在都市の価格を代用する。

### (3) 価格データの代用に伴う接続例

平成 20 年 12 月調査を以って調査を終了した市町村（廃止調査市町村）の場合、21 年 1 月から価格代用を開始する。価格代用を開始することによる断層が生じないように、【リンク係数 = 廃止調査市町村の 20 年 12 月平均価格 ÷ 代用元市町村の 20 年 12 月平均価格】を作成し、21 年 1 月以降の代用元市町村平均価格に乗じて指数算出に用いる。

## 4 都市階級の変更への対応

旧層から引き続き、新層に基づいても調査が行われる市町村（継続調査市町村）において、人口増加や市町村合併により、都市階級が変更となる市町村が存在する。小売物価統計調査においては新しい都市階級に基づく価格収集数で調査を行うが、平成 17 年基準消費者物価指数においては旧層に準じ、旧都市階級に属するものとして集計する。都市階級が変更となる市町村一覧は別紙 2 を参照。

## 5 都市階級別の調査品目数の変更への対応

小売物価統計調査においては、調査市町村の都市階級に応じて、当該市町村において調査員が調査する品目数を定めている。新層に対応した都市階級別調査品目数の改正により、調査品目数が減少する（小都市 A 及び小都市 B）場合、当該市の価格データがなくなる。そのため、近隣の調査市町村の価格をあてはめる（以下、「価格代入」という。）ことで対応する。なお、価格代入を開始することによる断層が生じないように、価格水準の調整を行う。

小売物価統計調査における調査品目（：調査している、×：調査していない）  
（変更前）

	都市階級（は県庁市除く）				
	県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査区分）		×	×	×	×
				×	×
					×
	無印				

（変更後）

	都市階級（は県庁市除く）				
	県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査区分）		×	×	×	×
			×	×	×
				×	×
	無印				

（調査区分）

- 無印：全市町村調査
- ：市調査
- ：人口 5 万以上市調査
- ：都道府県庁所在市調査

「×」の箇所については価格データがないため、従来から価格代入処理を行ってきたが、今回の変更により、価格代入処理の範囲が拡大する。

## 廃止調査市町村とその価格データの代用元市町村

都道府県	廃止調査市町村			代用元市町村（色付は新設）			代用元 選定基準	改正 時期
	コード	市町村名	都市階級	コード	市町村名	都市階級		
富山県	16381	小杉町	町村	16211	射水市	小都市 A	(1)	H21.1
大分県	44381	佐賀関町	町村	44201	大分市	県庁市	(1)	H21.1
茨城県	08321	友部町	町村	08235	つくばみらい市	小都市 B	(2) ア	H21.1
栃木県	09343	茂木町	町村	09366	藤岡町	町村	(2) ア	H21.1
静岡県	22213	掛川市	小都市 A	22210	富士市	中都市	(2) イ	H21.1
茨城県	08204	古河市	小都市 A	08202	日立市	中都市	(2) イ	H21.1
埼玉県	11385	上里町	町村	11211	本庄市	小都市 A	(2) イ	H21.1
香川県	37426	詫間町	町村	37204	善通寺市	小都市 B	(2) イ	H21.1
愛知県	23221	新城市	小都市 B	23210	刈谷市	小都市 A	(2) イ	H21.1
岡山県	33210	新見市	小都市 B	33203	津山市（H21.8まで）	小都市 A	注	H21.1
				33207	井原市（H21.9以降）	小都市 B	(2) ア	H21.9
広島県	34421	本郷町	町村	34204	三原市	小都市 A	(1)	H21.9
山梨県	19362	鯉沢町	町村	19346	市川三郷町	町村	(2) ア	H21.9
京都府	26201	福知山市	小都市 A	26202	舞鶴市	小都市 A	(2) ア	H21.9
福岡県	40363	津屋崎町	町村	40383	岡垣町	町村	(2) ア	H21.9
京都府	26441	大江町	町村	26202	舞鶴市	小都市 A	(2) イ	H21.9
神奈川県	14321	寒川町	町村	14384	湯河原町	町村	(2) ア	H21.9
兵庫県	28382	播磨町	町村	28501	佐用町	町村	(2) ア	H21.9
奈良県	29383	榛原町	町村	29363	田原本町	町村	(2) ア	H21.9
北海道	01334	木古内町	町村	01202	函館市	中都市	(2) ア	H21.9
北海道	01484	羽幌町	町村	01221	名寄市	小都市 B	(2) ア	H21.9
岩手県	03481	田老町	町村	03123	二戸市	小都市 B	(2) イ	H21.9
千葉県	12424	白子町	町村	12210	茂原市	小都市 A	(2) イ	H21.9
新潟県	15442	堀之内町	町村	15208	小千谷市	小都市 B	(2) イ	H21.9
長野県	20341	丸子町	町村	20208	小諸市	小都市 B	(2) イ	H21.9
滋賀県	25424	愛知川町	町村	25202	彦根市	小都市 A	(2) イ	H21.9
島根県	32405	大社町	町村	32205	大田市	小都市 B	(2) イ	H21.9
青森県	02363	尾上町	町村	02201	青森市	県庁市	(2)	H21.9
佐賀県	41425	白石町	町村	41201	佐賀市	県庁市	(2)	H21.9
静岡県	22462	春野町	町村	22130	浜松市	政令市	(1)	H22.1
愛知県	23206	春日井市	中都市	23201	豊橋市	中都市	(2) ア	H22.1
栃木県	09205	鹿沼市	小都市 A	09202	足利市	中都市	(2) イ	H22.1
岐阜県	21212	土岐市	小都市 A	21203	関市	小都市 A	(2) イ	H22.1
宮崎県	45202	都城市	小都市 A	45203	延岡市	小都市 A	(2) イ	H22.1
大阪府	27208	貝塚市	小都市 A	27214	富田林市	小都市 A	(2) ア	H22.1
三重県	24442	明和町	町村	24204	松阪市	中都市	(2) イ	H22.1
福岡県	40425	筑穂町	町村	40217	筑紫野市	小都市 A	(2) イ	H22.1
和歌山県	30205	御坊市	小都市 B	30203	橋本市	小都市 A	(2) イ	H22.1

都市階級は新都市階級

注 平成20年12月で廃止となる岡山県新見市の代用元市町村は、廃止時期と新設時期の都合により、平成21年1月～8月は津山市の価格を用いる。平成21年9月以降はより適した井原市の価格を用いる。

## 小売物価統計調査において都市階級が変更となる市町村

都道府県	旧			新			改正 時期
	コード	市町村名	都市階級	コード	市町村名	都市階級	
青森県	02208	むつ市	小都市 B			小都市 A	H21.1
岩手県	03212	江刺市	小都市 B	03215	奥州市	小都市 A	H21.1
宮城県	04202	石巻市	小都市 A			中都市	H21.1
秋田県	05207	湯沢市	小都市 B			小都市 A	H21.1
群馬県	10211	安中市	小都市 B			小都市 A	H21.1
富山県	16203	新湊市	小都市 B	16211	射水市	小都市 A	H21.1
山口県	35209	小野田市	小都市 B	35216	山陽小野田市	小都市 A	H21.1
長崎県	42385	田平町	町村	42207	平戸市	小都市 B	H21.1
熊本県	43461	坂本村	町村	43202	八代市	小都市 A	H21.1
鹿児島県	46208	出水市	小都市 B			小都市 A	H21.1
徳島県	36483	池田町	町村	36208	三好市	小都市 B	H21.9
千葉県	12227	浦安市	小都市 A			中都市	H22.1
新潟県	15201	新潟市	県庁市	15100	新潟市	政令市	H22.1
静岡県	22201	静岡市	県庁市	22100	静岡市	政令市	H22.1
静岡県	22202	浜松市	中都市	22130	浜松市	政令市	H22.1
岡山県	33201	岡山市	県庁市	33100	岡山市	政令市	H22.1
愛媛県	38202	今治市	小都市 A			中都市	H22.1
福岡県	40207	柳川市	小都市 B			小都市 A	H22.1
沖縄県	47206	平良市	小都市 B	47214	宮古島市	小都市 A	H22.1

・都市階級が変更になる場合でも、平成17年基準消費者物価指数は、旧都市階級に属するものとして集計する。

・小売物価統計調査において、新潟市、静岡市及び岡山市は県庁所在都市の価格取集数で調査しているが、平成17年基準消費者物価指数においては「中都市」として集計している。平成22年1月以降は政令指定都市の価格取集数で調査するが、引き続き「中都市」として集計する。